

# 社会福祉法人 神戸老人ホーム

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日～令和8年3月31日（4年9ヶ月間）

### 2. 内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくりのための性別役割分担意識是正に向けた意識啓発。

<対策と実施時期>

令和3年9月～ ハラスメント委員の選任

相談窓口の職員周知

令和4年7月～ ハラスメント防止の啓発活動

ハラスメント委員の相談対応研修の実施

令和5年7月～ 相談窓口の利用状況・相談内容の検証

相談事例を踏まえた人事部への情報提供による職員教育の充実

令和6年7月～ 相談事例を踏まえた職員支援体制の拡充（産業医・臨床心理士等の連携によるメンタルヘルス対策の充実）

令和7年7月～ 相談事例を踏まえた固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発の実施

目標2 連続する3日以上の休暇を取得しやすい職場環境を整備する。

<対策と実施時期>

令和3年7月～ 公休日数年間106日から108日への拡充、特別休暇制度の要件拡大、リフレッシュ休暇制度の普及等を複合的に整備することにより連続する3日以上 of 休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。

令和4年7月～ 令和3年度の休暇取得状況・職員満足度の検証

事業所単位の環境課題の検証

令和5年7月～ 連続する3日以上の休暇の活用方法・効能調査

令和6年7月～ 連続する3日以上の休暇の活用方法・効能の共有

令和7年7月～ 令和8年度の休暇制度のあり方検討会の実施